

1 計画の推進体制

(1) 附属機関等による点検・評価の実施

本計画の推進に当たっては、子どもの権利の重要性をすべての市民が共通の認識のもと、実践していくことが必要です。市民、NPO⁹²、地域団体など関係団体との連携を深めながら、施策の推進に当たります。

また、附属機関である「札幌市子ども・子育て会議」、及び、「札幌市子どもの権利委員会」に毎年度の実施状況を報告し、点検・評価を受けた上で、次年度以降の施策や事業の改善に生かしていきます。その際には、第3章に定める「基本的な視点」の4点目に位置付けた「地域資源の活用と組織横断的な連携により社会全体で支える視点」についても、どの程度進展しているかの観点からも進行管理を行います。

実施状況の報告時には、第3章に定める「成果指標」の実施状況のほか、第4章に定める各基本目標・施策ごとの取組状況、第5章に定める「需給計画」の実施状況を中心に点検・評価を受け、その内容をホームページ上で公表します。

(2) 庁内での推進体制の確立

本計画に掲げる施策や事業が、組織ごとに縦割りの実施とならないよう、子ども・子育て支援施策に関する庁内の推進組織である「子どもの権利総合推進本部⁹³」にて、毎年度、実施状況の進捗管理を行うほか、日常的に、関係部局が組織横断的な取組を展開し、庁内が一体となって、本計画を推進していきます。

2 計画の見直し

本計画は、令和6年度(2024年度)までの中期的な方向性を定める計画ですが、今後の国の施策、市民の保育ニーズの拡大の可能性等を考慮すると、社会情勢が変化し、特に第5章に定める「需給計画」を中心に、見直しの検討が必要となることが考えられます。

その場合は、適切に市民ニーズ等を把握した上で、見直し内容について「札幌市子ども・子育て会議」の審議を経て、市民意見等を把握した上で改定を行うこととします。

⁹² 【NPO】 ノン・プロフィット・オーガニゼーション (Non-Profit Organization) の略。民間の非営利組織のことをいう広い概念。一般的には、継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

⁹³ 【子どもの権利総合推進本部】 札幌市における子ども関連施策を子どもの権利の視点に基づいて総合的かつ効果的に推進するため、子どもの権利の推進、子ども・子育て支援に関する関係部局間の連絡調整及び方針の決定等の事項を審議する庁内の内部委員会。副市長を本部長とし、関係局・区長が本部長として構成されている。